

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行令改正に伴う国税審議会令の改正について

1 エネルギー使用合理化計画を遵守しない者に対する措置

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)

第16条は、エネルギーの使用量等が一定の量以上の特定の事業者(以下「特定事業者」という。)について、エネルギー使用の合理化が著しく不十分であった場合、主務大臣が計画作成又は変更の指示を行い、指示に従わない場合はその者を公表することを定めている。

また、公表を行ったにも関わらず正当な理由なく指示に従わなかった特定事業者に対しては、審議会等の意見を聴取した上で命令を行うこととされている(酒類業者については国税審議会の意見を聴取することとされている)。

2 省エネ法施行令改正

今般の省エネ法施行令改正により、主務大臣が指示、公表、命令を行う対象となる特定事業者に、「特定連鎖化事業者」(いわゆる「フランチャイズチェーン」)が追加された。

3 省エネ法施行令改正に伴う国税審議会令改正

今般の省エネ法施行令改正を受けて、「特定連鎖化事業者」が特定事業者に追加されることから、これに伴い、国税審議会の所掌事務について改正を行つた。

4 施行日

平成22年4月1日

国税審議会令新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務) 第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するものほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第五項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。	(所掌事務) 第一条 国税審議会(以下「審議会」という。)は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するものほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。
(分科会) 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	(分科会) 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
名称	所掌事務
国税審査分科会	(略)
税理士分科会	(略)
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
名称	所掌事務
国税審査分科会	(略)
税理士分科会	(略)
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2～7 (略)	2～7 (略)
(議事)	(議事)
第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。	第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
2・3 (略)	2・3 (略)
4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に關係する事項についての審議に参加することができない。	4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に關係する事項についての審議に参加することができない。
5 (略)	5 (略)